

平成24年3月19日決定

議会広報関係の充実について

1 動画配信等について

- (1) インターネット中継、庁内モニター放送を実施することとし、今後、経費面及び運用について検討する。

2 議会だよりについて

- (1) 質疑の概要について会派名及び質疑者名を掲載する。ただし、写真は掲載しない。
- (2) 議案（議案に付随する修正案及び組み替え動議を含む。）に対する各議員の賛否一覧を掲載する。なお、決議・意見書、請願の賛否一覧については、今後検討する。

※(1)(2)の実施時期は、議会だより平成24年8月1日号からとする。

- (3) 発行については、従来どおり市広報誌との合併号とする。
- (4) 作成については、現行の作成方法とする。

3 議会ホームページの充実について

- (1) 議長のメールアドレスを議長メッセージに設定する。
- (2) 議員名簿に各議員のメールアドレス（議会専用のアドレス）を掲載する。
- (3) 可決された決議・意見書を掲載する。
- (4) 可決された議員提出議案を掲載する。
- (5) 採択された請願を掲載する。
- (6) 発言通告一覧表を開会日に掲載する。なお、施政方針に対する各会派代表質問の発言通告一覧表は施政方針説明の翌日に掲載する。
- (7) 委員会行政視察の報告を掲載する。
- (8) 他市からの行政視察の受け入れ一覧を掲載する。

※実施時期は、平成24年4月からとする。（(3)(4)(5)については、平成24年3月定例会で議決された案件を含む。）

4 議会日程の周知について

- (1) 男女共生センター、生涯学習センター、図書館に議会日程を掲示する。
※実施時期は、平成24年4月以降の定例会からとする。

5 傍聴者への資料提供について

- (1) 本会議において、現在配布している資料に「議案の概要」を加える。
- (2) 委員会において、議案付託表を配布する。また、委員会で請求のあった資料については、閲覧のみ可能とする。
※実施時期は、平成24年4月以降の定例会からとする。

6 議会費予算の説明について

- (1) 議員に対しては、当初予算議決後、幹事長会において議会費の詳細について報告する。
- (2) 市民に対しては、上記幹事長会で報告した後、議会ホームページに掲載する。
※実施時期は、平成24年度予算からとする。